

有事の輸入停止

パンデミックの混乱

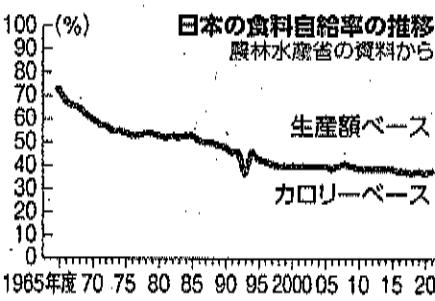
食料増産命令 法整備を検討

有事に輸入が止まるなど国内で食料が不足する事態に備え、農林水産省が農産物の増産を農家や民間事業者に命令できる制度をつくる方向で検討を始めた。来年の改正をめざす「食料・農業・農村基本法」と盛り込んだうえで、強制力を伴う新法を整備する方針だ。

具体的には、花農家にコメやイモをつくるよう命令したり、限られた食料がまんべんなく消費者に届くよう事業者に指示したりできるようにして検討する。価格高騰や買い占めを防止するための価格統制や配給制なども視野に入る。紛争で海上輸送が止まるような事態のほか、気候変動による世界的な凶作、感染症のパンデミック（世界的大流行）による物流の混乱なども想定。新型コロナウイルス対応のように、有事には

首相をトップとする対策本部を設置し、必要な指示・命令ができるようにする案が挙がっている。

有事の食料安全保障については、すでに農水省



農水省

主要国の食料自給率

2019年(日本は年度)。カロリーベース。農林水産省試算

国	自給率 (%)
カナダ	233
オーストラリア	169
フランス	131
米国	121
ドイツ	84
スペイン	82
スウェーデン	81
英国	70
オランダ	61
イタリア	58
スイス	50
日本	38
韓国	35

農水省によると、不測の事態に伴う食料の確保は海外でも法整備が進んでいる。ドイツは2017年に食料確保準備法を、英国は20年に農業法をそれぞれ制定し、不測の事態に大臣が宣言を出したり、流通を制限したりできる態勢を整えた。

同省は1999年の施行から20年以上たったことながら改正に向けた議論を進めている。このなかで、有事への対応として「政府全体の意思決定を行う体制のあり方」を課題にあげ、必要な法整備にも言及した。

農水省は、不測の事態に伴う食料の確保は海外でも法整備が進んでいる。ドイツは2017年に食料確保準備法を、英國は20年に農業法をそれぞれ制定し、不測の事態に大臣が宣言を出したり、流通を制限したりできる態勢を整えた。

丁寧な議論 求める意見も

日本総合研究所の石川

智久・上席主任研究員は「輸入が途絶えるなど本

具体的には、花農家にコメやイモをつくるよう命

令したり、限られた食

料がまんべんなく消費者に届くよう事業者に指示

したりできるようにして検討する。価格高騰や買

い占めを防止するための価格統制や配給制なども

視野に入る。紛争で海上輸送が止まるなどの事態のほか、気候変動による世界的な凶作、感染症のパンデミック（世界的大流行）による物流の混乱なども想定。新型コロナウイルス対応のように、有事には

実際に制限した際には金

額的な補償も併せて講じ

ることの指摘があった。

農水省が対応を急ぐ背景には、ロシアによるウクライナ侵攻で食料の安定供給への不安が高まっていることがある。日本の食

料自給率（カロリーベース）は38%と先進国で最も低水準で、自給できてい

る。しかし、「これが重要なこと」と指摘する。

一方、私権の制限には「輸入が途絶えるなど本

当に厳しい状況を想定す

る」のであれば、ある程度の私権の制限は最終手段としてやむを得ない。必要最低限に絞ったうえで事前にルールをつくり、議論を求める意見も出している。「として、丁寧な

の輸出国だったといひながら

国際相場が高騰した。

基本法は「農政の憲法」と呼ばれ、農水省の施策の根幹を規定している。

同省は1999年の施行から20年以上たったこと

ながら改正に向けた議

論を進めている。このな

かで、有事への対応として「政府全体の意思決定を行う体制のあり方」を

課題にあげ、必要な法整

備にも言及した。

農水省によると、不測

の事態に伴う食料の確保

は海外でも法整備が進ん

でいる。ドイツは201

7年に食料確保準備法

を、英國は20年に農業法

をそれぞれ制定し、不測

の事態に大臣が宣言を出

したり、流通を制限した

りできる態勢を整えた。

農水省によると、不測

の事態に伴う食料の確保

は海外でも法整備が進ん

でいる。ドイツは201

7年に食料確保準備法

を、英國は20年に農業法

をそれぞれ制定し、不測

の事態に大臣が宣言を出

したり、流通を制限した

りできる態勢を整えた。

農水省によると、不測

の事態に伴う食料の確保

は海外でも法整備が進ん

でいる。ドイツは201

7年に食料確保準備法